

## (1) 合理的配慮の定義、決定方法等

「合理的配慮」は、障害者の権利に関する条約（2014年公布）において提唱された新たな概念であり、中央教育審議会初等中等教育分科会報告では、「障害のある子供が、他の子供と平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されています。なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要があります。

「合理的配慮」の内容は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、各学校の設置者及び学校は、興味・関心、学習上又は生活上の困難、健康状態などの子供の状態把握を行う必要があります。

これを踏まえて、個別の教育支援計画を作成する中で、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点も踏まえ、「合理的配慮」について保護者と可能な限り合意形成を図った上で決定し位置付け、提供されることが望ましいとされています。

## (2) 合理的配慮の観点

「合理的配慮」については、個別の状況に応じて提供されるものであり、これを具体的かつ網羅的に記述することは困難であることから、中央教育審議会初等中等教育分科会報告においては、「合理的配慮」を提供するに当たって3観点11項目で整理されました。

その「合理的配慮」の観点と内容については以下の通りです。

## 【「合理的配慮」の観点 教育内容・方法】

## &lt; - 1 教育内容 &gt;

## - 1 - 1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

・障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するため、また、個性や障害の特性に応じて、その持てる力を高めるため、必要な知識、技能、態度、習慣を身に付けられるよう支援する。

## - 1 - 2 学習内容の変更・調整

・認知の特性、身体の動き等に応じて、具体の学習活動の内容や量、評価の方法等を工夫する。障害の状態、発達の段階、年齢等を考慮しつつ、卒業後の生活や進路を見据えた学習内容を考慮するとともに、学習過程において人間関係を広げることや自己選択・自己判断の機会を増やすこと等に留意する。

< - 2 教育方法 >

- 2 - 1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

- ・障害の状態等に応じた情報保障やコミュニケーションの方法について配慮するとともに、教材( ICT 及び補助用具を含む)の活用について配慮する。

- 2 - 2 学習機会や体験の確保

- ・治療のため学習空白が生じることや障害の状態により経験が不足することに対し、学習機会や体験を確保する方法を工夫する。また、感覚と体験を総合的に活用できる学習活動を通じて概念形成を促進する。さらに、入学試験やその他の試験において配慮する。

- 2 - 3 心理面・健康面の配慮

- ・適切な人間関係を構築するため、集団におけるコミュニケーションについて配慮するとともに、他の幼児児童生徒が障害について理解を深めることができるようにする。学習に見通しが持てるようにしたり、周囲の状況を判断できるようにしたりして心理的不安を取り除く。また、健康状態により、学習内容・方法を柔軟に調整し、障害に起因した不安感や孤独感を解消し自己肯定感を高める。学習の予定や進め方を分かりやすい方法で知らせておくことや、それを確認できるようにすることで、心理的不安を取り除くとともに、周囲の状況を判断できるようにする。

【「合理的配慮」の観点 支援体制】

- 1 専門性のある指導体制の整備

- ・校長がリーダーシップを発揮し、学校全体として専門性のある指導体制を確保することに努める。そのため、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成するなどにより、学校内外の関係者の共通理解を図るとともに、役割分担を行う。また、学習の場面等を考慮した校内の役割分担を行う。

必要に応じ、適切な人的配置(支援員等)を行うほか、学校内外の教育資源(通級による指導や特別支援学級、特別支援学校のセンター的機能、専門家チーム等による助言等)の活用や医療、保健、福祉、労働等関係機関との連携を行う。

- 2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

- ・障害のある幼児児童生徒に関して、障害によって日常生活や学習場面において様々な困難が生じることについて周囲の幼児児童生徒の理解啓発を図る。共生の理念を涵養するため、障害のある幼児児童生徒の集団参加の方法について、障害のない幼児児童生徒が考え実践する機会や障害のある幼児児童生徒自身が障害について周囲の人に理解を広げる方法等を考え実践する機会を設定する。また、保護者、地域に対しても理解啓発を図るための活動を行う。

- 3 災害時等の支援体制の整備

- ・災害時等の対応について、障害のある幼児児童生徒の状態を考慮し、危機の予測、避難方法、災害時の人的体制等、災害時体制マニュアルを整備する。また、災害時等における対応が十分にできるように、避難訓練等の取組に当たっては、一人一人の障害の状態等を考慮する。

## 【「合理的配慮」の観点 施設・設備】

### - 1 校内環境のバリアフリー化

- ・障害のある幼児児童生徒が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう、障害の状態等に応じた環境にするために、スロープや手すり、便所、出入口、エレベーター等について施設の整備を計画する際に配慮する。また、既存の学校施設のバリアフリー化についても、障害のある幼児児童生徒の在籍状況等を踏まえ、学校施設に関する合理的な整備計画を策定し、計画的にバリアフリー化を推進できるよう配慮する。

### - 2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

- ・幼児児童生徒一人一人が障害の状態等に応じ、十分に学習に取り組めるよう、必要に応じて様々な教育機器等の導入や施設の整備を行う。また、一人一人の障害の状態、障害の特性、認知特性、体の動き、感覚等に応じて、その持てる能力を最大限活用して自主的、自発的に学習や生活ができるよう、各教室等の施設・設備について、分かりやすさ等に配慮を行うとともに、日照、室温、音の影響等に配慮する。さらに、心のケアを必要とする幼児児童生徒への配慮を行う。

### - 3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

- ・災害時等への対応のため、障害の状態等に応じた施設・設備を整備する。

なお、合理的配慮については、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（いわゆる障害者差別解消法）」が平成25年6月26日公布、平成28年4月1日施行され、「合理的配慮」の提供が義務付けられ、「不当な差別的取扱い」が禁止されました。

このことを踏まえ、教育の分野における合理的配慮に関する実践事例が、「インクルーシブ教育システム 構築支援データベース（インクルDB）」<http://inclusive.nise.go.jp/>【国立特別支援教育総合研究所ホームページ内】

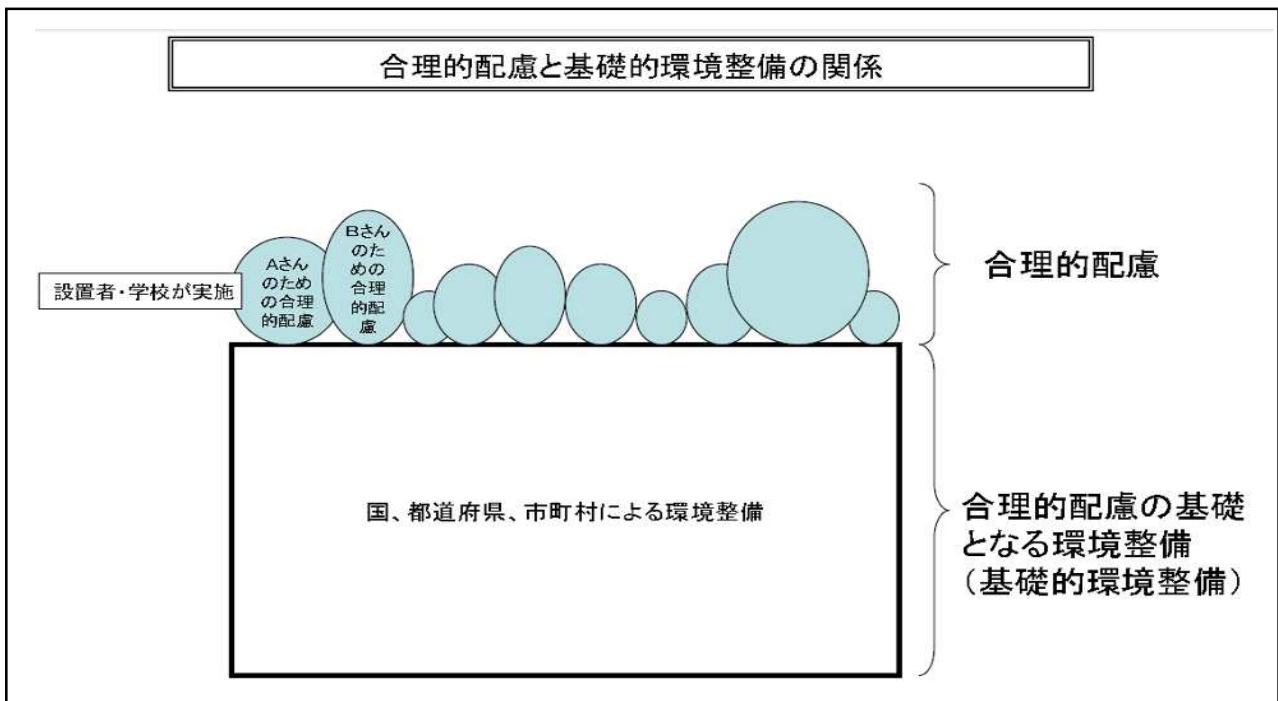
埼玉県教育委員会特別支援教育課ホームページ：「合理的配慮参考資料」<http://www.pref.saitama.lg.jp/f2212/h27saitamano-tokubetusienkyouiku.html>にもありますのでご参照ください。

### (3) 基礎的環境整備

障害のある子供に対する支援は、法令に基づき、財政措置により、国は全国規模で、県は県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行います。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備で、国においては「基礎的環境整備」と呼んでいます。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではありますが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において障害のある子供に対し、その状況に応じて、個別に必要な「合理的配慮」を提供します。「基礎的環境整備」については、「合理的配慮」と同様に体制面、財政面を勘案し、均衡を失した又は過度の負担を課さないよう留意する必要があります。また、「合理的配慮」は、「基礎的環境整備」を基に個別に決定されるものであり、それぞれの学校における「基礎的環境整備」の状況により、提供される「合理的配慮」は異なることとなります。

「基礎的環境整備」を図っていく上で、以下の8観点があります。

- 1 ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- 2 専門性のある指導体制の確保
- 3 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
- 4 教材の確保
- 5 施設・設備の整備
- 6 専門性のある教員、支援員等の人的配置
- 7 個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
- 8 交流及び共同学習の推進



「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」

参考・引用文献：「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」

平成 24 年 7 月 23 日 中央教育審議会初等中等教育分科会

：「教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～」平成 25 年 10 月 文部科学省

：「インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクルDB）」国立特別支援教育総合研究所

<http://inclusive.nise.go.jp/>

：「合理的配慮参考資料」<http://www.pref.saitama.lg.jp/f2212/h27saitamano-tokubetusienkyouiku.html>

【埼玉県教育委員会特別支援教育課ホームページ内】